

日時：平成11年12月15日（水）

場所：三田共用会議所第3特別会議室

第7回食品流通審議会卸売市場部会議事録

農 林 水 産 省

目 次

開 会	1
出席委員の紹介	1
挨拶	2
部会長選出及び部会長挨拶	3
議事録署名人・部会長代理指名	3
配付資料の確認	4
議 事	
（１）検討スケジュール（案）について	4
（２）卸売市場部会における検討項目と検討の視点（案）について	5
* 質疑応答	10
その他	12
閉 会	12

開 会

事務局 皆様おそろいになりましたので、ただいまから第7回食品流通審議会卸売市場部会を開催させていただきます。本日は第7次卸売市場整備本方針の策定に向けた最初の部会でございますので、部会長が選任されますまでの間、暫時進行を務めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員の中から横川委員が御欠席でございます。それから専門委員の中から大阪市中心卸売市場長の中村専門委員の2名の方が欠席でございます。20名の方が出席されておりますので、食品流通審議会運営規定によりまして本市場部会は成立をいたしております。

出席委員の紹介

事務局 まず最初でございますので、出席の委員の方を御紹介させていただきます。資料3の委員名簿に基づき五十音順に御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず委員の方からでございます。

明治学院大学経済学部教授の上原委員でございます。

(社)全国中央市場青果卸売協会副会長の内田委員でございます。

全国農業協同組合連合会代表理事会長の池田委員でございます。

学習院大学経済学部教授で審議会の会長でございます田島委員でございます。

(財)地域総合整備財団顧問の津田委員でございます。

日本放送協会解説委員の中村委員でございます。

(財)食品産業センター理事長の馬場委員でございます。

東京都地域婦人団体連盟専門委員の飛田委員でございます。

全国水産物商業協同組合連合会会長の藤原委員でございます。

サンケイ・リビング新聞編集長の山谷委員でございます。

横川委員は御欠席でございます。

続きまして専門委員でございます。

全国青果物商業協同組合連合会会長の市川委員でございます。

全国水産物卸組合連合会会長の伊藤委員でございます。

東京都中央卸売市場長の大矢委員でございます。

(社)日本花き卸売市場協会会長の加瀬委員でございます。

日本スーパーマーケット協会会長の清水委員でございます。

(社)全国中央市場水産卸協会会長の清水委員でございます。

(社)日本食肉市場卸売協会副会長の寺内委員でございます。

中村専門委員は御欠席でございます。

酪農学園大学酪農学部教授の細川委員でございます。

(社)全国青果卸売市場協会会長の堀委員でございます。

全国青果卸売協同組合連合会会長の本多委員でございます。

挨拶

事務局 それでは食品流通局長から御挨拶をさせていただきます。

食品流通局長 食品流通局長でございます。委員の皆様方には年末の大変お忙しい中を卸売市場部会に御参加いただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

食品流通を取り巻く環境は著しく変化してきております。生鮮食料品等の生産者と消費者を結ぶ中核的な流通拠点である卸売市場に係る施策といたしまして、卸売市場の新たな展開と活性化を図るために、先の国会に「卸売市場法」の改正を提出し、本年7月に成立・公布されたわけでございます。この「卸売市場法」の改正は、一つは関係事業者の経営体質を強化していくということ、二つには、公正かつ効率的な公開の売買取引を進めていくということ、三つには、市場再編の円滑化等のための措置を内容とするものでございます。

本部会では平成13年度を初年度といたしまして、平成22年度を目標年度とします、つまり10年後を目標年度といたします第7次の卸売市場整備基本方針と、中央卸売市場整備計画の策定に向けまして種々の観点から御検討していただくということでございます。いわば21世紀に向けての新たな卸売市場の将来のビジョンづくりをお願いするわけでございます。

卸売市場を取り巻く環境でございますが、供給面では御案内のように生産・出荷の大型化、輸入品の増大、需要面では大型小売店、外食産業等の大口需要者の比率の増大、また流通面では卸売市場を経由しない多様な流通の拡大、あるいは情報化の進展といったような厳しくかつ急激な変化に見舞われているわけでございます。

このような卸売市場を取り巻く変化にいかに対応するかということこそ今後の卸売市場の課題であります。また市場行政の課題でもあるわけでございます。私どもといたしましては、このような卸売市場をめぐる実態を見定めまして、委員の皆様方の御意見を拝聴いたしまして、21世紀に向けての基本方針等を策定していきたいと考えているわけでございます。

本日は最初の会合ということで、本部会におきます検討項目等を御議論いただくことになっておりますが、皆様方の忌憚のない御意見をお願いいたしまして私の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

続きまして食品流通審議会会長から御挨拶をいただきたいと思えます。

会長、よろしく願い申し上げます。

会長 先ほど審議会の会長を拝命いたしました田島でございます。第1回の部会ということでございますので、一言御挨拶を申し上げたいと考えます。

この部会の目的としておりますところは、先ほど御説明がございましたように、平成13年度を初年度として22年度を目標年度とする第7次の卸売市場整備基本方針の策定に向けて、長期的な視点から卸売市場のあり方について種々検討を加えるということでございます。

ただいま局長からお話ございましたように、卸売市場をめぐるいろいろな環境

条件は大きく変化しております。他方、多様な生鮮食料品 お花もございますがこれを全国の産地から集めてきて消費地に居住いたします非常に多くの人たちに供給していくという社会的システムとしての卸売市場というのは非常に重要な役割を担っておるわけでございまして、そういう客観情勢の変化と卸売市場本来の大変重要な役割を21世紀に向けてどのように考えながら、消費者の視点に立って整備基本方針を議論していくか、大変重要な仕事を我々は与えられた、このように考えております。皆様方の忌憚のない御意見を基本方針に反映させてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく御審議・御協力のほどお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局 どうもありがとうございました。

部会長選出及び部会長挨拶

事務局 続きまして部会長の選出に移らせていただきます。食品流通審議会令第4条第4項で「部会長は部会に属する委員のうちから互選する」とされています。いかが取り計らいましょうか。よろしくお願ひいたします。

委員 大変僭越でございますけれども、御提案申し上げたいと思います。食品流通審議会の会長代理をされておりました食品流通に大変御造詣の深い馬場委員に部会長をお願いしたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ただいま委員から御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 そのようなことでございますので、馬場委員に部会長をお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして私の議事進行役としての任務は終わりましたので、あとは部会長をお願い申し上げたいと思います。

部会長 ただいま皆様から部会長にという御推挙をいただきましたので就任させていただきます。馬場でございます。

今、食品流通局長、食品流通審議会会長から、この部会の仕事の重さといいますが、難しさの話がございました。浅学非才でございまして無事務まるかどうかわかりませんが、皆様方の御支援・御協力のもとに何とかこの部会を円滑に進めてまいりたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

議事録署名人・部会長代理指名

部会長 それでは議事に入りたいと思いますが、その前に食品流通審議会運営規定第10条第1項の規定に基づきまして、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。今回は名簿の順に上原委員と内田委員をお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

続きまして食品流通審議会令第4条第6項に基づき部会長代理を指名させていただきます。

部会長代理には上原委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
それでは上原委員、よろしく願いいたします。

配 付 資 料 の 確 認

部会長 それでは議事次第に従いまして議事を進めさせていただきますが、その前に事務局から何かありますか。

事務局 配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元に配付してございます資料であります。非常に数が多くて恐縮であります。1～10番までございますので御確認をお願いいたします。議事の途中で足らなければ手を挙げて事務局を呼んでいただければ補充をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(1) 検討スケジュール(案)について

部会長 それでは議事に入ります。まずこれからの当部会のスケジュール、検討項目、さらに検討の視点(案)等につきまして事務局から御説明をいただきたいと思っております。

事務局 それではお手元に配付してある資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思っております。

まず最初に、いろいろ議論が出ております基本方針なり整備計画というのは一体どういうものなのかということについて御確認をいただけたらと思っております。資料7と資料8をお出しいただければと思っております。まず資料7は卸売市場の整備の基本方針ということでございます。ここで御論議をいただいて決めました整備の基本方針に従いまして、卸売市場の運営なり施設の整備なりを進めていくという市場業界でいえば憲法になるようなものでございます。これは作文でございますが、アンダーラインがところどころに引いておる部分がございます。先ほど来局長から話がございました「卸売市場法」の改正がこの7月に成立をいたしまして、その改正を踏まえ9月に変更を行った部分をアンダーラインで引いてございます。こういう卸売市場の整備の基本方針、運営の基本方針について、いろいろな社会経済情勢を踏まえた御論議をいただいて、平成13年度から10年間にわたる基本方針をお定めいただくということでございます。

資料8でございますが、卸売市場の整備計画でございます。おあげいただきますと、左側にそれぞれ中央卸売市場の場所、名称が載っております。どのような基本的な考え方で施設を整備していくかということが記されてございます。単に施設を列挙したような形に見受けられますが、これを作成するに当たっては各自治体のヒアリングも行い、基本方針にのっとって必要かどうかということをそれぞれ見定めさせていただきながら策定をいたしております。

今朝NHKの報道であったようでございますが、7ページに、例えば東京都中央

卸売市場、築地市場の欄がございますが、これは現在地で整備をするという形で載せておりますが、仮に移転というようなことになりましたら、新市場を整備するという項目が新たに1項追加されて、築地市場については新市場への移転を前提にした再整備にとどめるといったようなことがこういう計画の上で書かれてくるということになるわけでございます。あるいはいろいろな市場を仮に統合するというようなことになれば、この計画上ここに記載したものについて具体的に進めていくということになるわけでございます。そういうものを御審議いただくということでございます。

先ほど部会長からお話のあった資料3と4に基づきましてスケジュールなり、あるいは私どもとして御用意させていただいた検討の項目、検討の視点について御説明を申し上げて、これに対しまして検討の土俵を整理するというところで御意見をいただければということでございます。

まず資料3でございますが、検討スケジュールでございます。先ほど少し申し上げましたように、平成13年度を初年度とする計画ということでございますので、私どもの希望といたしましては、13年の3月に審議会としての諮問・答申をいただくような形でお願いをしたいと思っております。ただ、真ん中ごろに点々で困ってございますが、実は13年の1月に中央省庁の再編に伴いましてこの審議会につきましても若干組織替えが予定されております。したがって、できれば12年、来年の11月ごろまでにあらかた基本的な方向をお決めいただいて、13年1月の組織替え以降に具体的な論議を少し詰めていただいて、13年の3月ということに予定をしたいと思っております。

この卸売市場部会でございますが、本日、11年12月に開催いたしておりますけれども、大体12年の10月ごろまでに報告のとりまとめに向けて御論議をいただければというお願いをしたいと思っております。その内容でございますが、上の四角の中に困ってございますが、後で検討項目の方でも御説明申し上げたいと思っておりますが、一つは、卸売市場のライバルといえますか、市場外の業者の方々、あるいはインターネットなりを使った情報の取引を進めておられるの方々、できればそういう方々から御意見を伺うヒアリングを1～2回程度行ってみてはどうかと考えております。それから総論的な検討、あるいは各論的な検討をそれぞれ1～2回程度行った上で、論点を集約して平成12年10月の報告とりまとめに向けて御論議をいただければどうかという御提案でございます。

その間、卸売市場、この近くということであれば築地市場、あるいは大田市場になるかと思いますが、そのような現地の視察であるとか、いろいろな物流センター、そういうものも御希望に応じて現地視察も日程として予定をしてまいりたいと思っておりますので、御論議をいただければと考えております。

(2) 卸売市場部会における検討項目と検討の視点(案)について

事務局 資料4でございます。これは私どもとして検討の項目と検討の視点を整理させていただいたものでございます。これにつきましては、ここ1～2年卸売市場

の議論を進めてきておりまして、この一つの成果が「卸売市場法」の改正という形であらわれておるわけでございます。例えば資料9に添付をさせていただいておりますが、卸売市場の関係で、生鮮食品等流通問題研究会という研究会を昨年4月に設けまして今年2月ごろまで御論議をいただいたわけでございまして、こちらの方には今日御出席の方々の中でも上原委員にお加わりいただいて御論議をいただいております。このような論議も積み重ねた上でさらに踏み込んだものをお願いをいたしたいということで、とりあえず私どもの方で用意させていただいたのが資料4でございます。

資料4で、大きく分けて二つに整理をいたしております、1ページ目から始まっておりるのが総論的な事項でございます。全体的な事項を整理いたしております、4ページ目から各論的な事項を整理いたしております。まず1ページ目からの総論的な事項でございますが、(1)が、何より社会経済情勢等がどう変化をするのか、これは当然これを策定するまでの13年度までのものと、それから13年度から目標年次であります22年度までの間に社会経済情勢がどう変化すると見込まれるかということも含んでの事項でございます。

特に検討の視点のところを書いてございしますが、であります。別につけております資料5にこの検討項目を御説明するに当たっての参考資料を用意させていただいておりますが、その1ページをごらんいただきたいと思います。予測でございますが、総人口の動向というのが出ておりまして、平成19年、2007年をピークに日本の人口は減少に向かうというような予測が人口問題研究所の方から出されております。直ちに大きく減少するわけではございませんけれども、これまで一貫して増加を続けてきていた人口が転換を迎えるということは、日本の社会、あるいは卸売市場の世界にとっても大きな発想の転換を強いられるということが一つあるのではないかと考えられます。

それから にございしますが、先ほど来お話があるように、「食料・農業・農村基本法」が新しくでき上がりまして、この法律に基づきまして自給率の目標のようなものを設定する。当然、将来にわたる需給の見通しも策定をするわけでございまして、そういうものの動向を踏まえた検討が必要になるのではないかとございまして。実はそういう自給率の目標なりについてはまた来年の3月に出される予定でございまして、私どもとしては3月の自給率の目標なり需給の見通しを踏まえて、4月以降こういう総論的な御検討をお願いできれば有効ではないかなと考えておりまして、できればそれまでの間に関係業者からのヒアリングのようなものを行っていただければと思っております。

(2)でございしますが、これは先ほどのヒアリングとの関係が出てくるわけですが、流通チャネルが非常に多様化をいたしております、市場外の業者の方々、あるいはインターネット等のバーチャル市場というようなものも徐々に揺籃期ようらんを迎えているわけでございます。そういう中で、例えば であります、卸売市場以外の中間流通業態の今後の伸長と申しますが、そういうものをどう見込んでいくか。参考資料の5ページに、市場外の流通関係の新聞報道例、私どもとしても余り市場外の方を網羅的に統一的に把握しておるわけではございませんが、こうい

う新聞例をごらんいただくにつけ、やはり卸売市場を経由しないでそれぞれ産地と直結するような動きであるとか、あるいはドールさんであるとか、商社の方々でありますとか、特定の産品に限られる部分もございますけれども、卸売市場が行っているような中間流通業態を手がけようとする方が増えてきておりまして、そういう動向が一体どうなっていくのか、それをどのように我々として吸収をしていくのかということが論点になるかと思うわけでありまして。

第2点目がバーチャル市場でございまして、資料の12ページ以降にこれも新聞なりインターネットモールの事例が出ておるわけでございますが、15ページをおあげいただければと思います。これは最近少し業界紙などでも社長さんがインタビューなどをしておられますが、「楽天市場」というインターネットモールのホームページのメニュー画面をコピーしたものであります。例えば真ん中ごろに「フード」というところがございまして、魚、水産物、明太子、フルーツ、野菜といったような生鮮食品、高級な魚、あるいは高級なフルーツというのがまだ主流でございますが、徐々にこういう形で規格化された生鮮食料を画面上で見て選別をしてお買いになる、そのような形態も出てまいっておりまして、このような動きをどのように捉えるか、こういうものがどう伸びていくかというようなことが一つの視点ではないかなと思っております。

資料4の1にお戻りいただきまして、そのような状況の変化、あるいは市場外の方々、流通の多様化の見通しというものを踏まえて生鮮食料品等の流通ビジョンが今後どうなっていくのかということが1ページの(3)でございます。

2ページの(4)であります。そのようないろいろな情勢の変化なり流通ビジョンの変化を踏まえて、その中で卸売市場がどういう役割なり機能を果たしていく必要があるかということが次の論点ではないかということでありまして、備考欄に書いてございますように、現在の市場の基本的役割、ア、イ、ウにありますように、消費者、あるいは生産者、あるいは小売業者の方々、そのような方々へのいろいろなサービスの提供というのが基本的な役割でございまして、その大枠はなかなか変わらないのかなという感じがいたしますが、こういうものを踏まえてどう変化をしていくのか。それから主要な機能ということで4点ばかり品ぞろえから集分荷・物流、価格形成、決済と挙げておりますけれども、このようなものが項目としての変化のみならず質的にどう変化をしていくかということが一つの大きな視点ではないかなと考えてございます。

それから諸外国の卸売市場ということで少し書いてございますが、私どもとしてもいろいろな情報収集をしておりますので、こういう点も御紹介しながら御論議をいただければと考えてございます。

(5)がそういう市場外なり市場間の方々との競争がそれぞれ激化をしていく状況になっていくのではないかという見通しでございまして、一つは今回の市場法改正なりを踏まえて各市場の競争条件の強化についてそれがどう進んでいくだろうかということが一つ目でございます。今回の「卸売市場法」の改正は、資料6に添付いたしておりますが、市場間なり市場外との競争をしていく状況の中でそれぞれの市場ごとに話し合いをしていただいて競争条件を高めていただく、例えば各市場ご

とに取引の方法も設定をする、施設もどのように整備をするかということをお話しいただき、そういうことによって各市場ごとの競争条件を高めていただくということも一つの狙いにいたしておるわけでありましたが、そのようなものの進展具合がどう見込まれるかということとか、あるいは競争していくということになりますと、今、各市場、あるいは各品目について固定的に決められております手数料についても、例えば我が市場は手数料を半額にするから、あるいは引き下げるから利用してくださいというような動きが出てくる可能性もあるわけでごさいます、そういう手数料率のあり方についてどのような基本的方向で考えていくべきかというようなことを論点として御検討いただけないかなと思っております。

それと関連いたしまして、手数料をお払いいただく生産者団体の方に出荷を奨励するような出荷奨励金というものもございまして、これは各論の方に書いてございしますが、代金を納めていただく小売業者の方々、あるいは仲卸の方々に対しては完納奨励金という制度もございまして、そのようなものとの関係もどう考えていくかということが一つ大きな論点になるのではないかなと思っております。

次のページであります、当然に施設の整備、コールドチェーンでありますとか、各市場の施設も利用者が市場を選ぶ際の一つの大きな要素になるわけでごさいます、そのようなものについてもどう考えるかということではないかと思っております。

それから(6)が、上とも少しダブるのでありますが、情報化の急速な進展に対して、例えばバーチャル市場だとかEDI(電子商取引)というものが進む中で卸売市場にそれをどう吸収していくのか、あるいは卸売市場の制度、あるいは現場にどう影響が出てくるのかということが論点になろうかと思っております。

(7)であります、以上のような検討を踏まえて、今回法改正を行ったわけですが、その効果がどう出てくるのかというようなこと、それから でありまして、さらに卸売市場の制度について一定の見直しが必要かどうかということについても御論議をいただきたいと思っております。実を申しますと、今回の法律改正ではこういう社会経済情勢の変化が激しいということも予想されましたので、法律に、10年後にこういう御検討をお願いして見直すということも明記をいたしておりますが、そういうことも念頭に置いて、10年後と言わず御論議をいただいて、必要であれば措置をしていくべきではないかという御提言をいただければと思っております。

4ページ以降は各論的な事項について整理をいたしておりまして、左側の(1)、(2)はやや耳慣れない、こなれていない文章という感もございしますが、実は基本方針の項目として掲げてある項目をそのまま並べさせていただいております。一つ目が卸売市場の適正な配置の目標ということでありまして、卸売市場を全国的にどう配置をしていくかという基本的考え方を整理する部分でございまして、であります、人口の減少なりバーチャル市場の展開などによって卸売市場の適正配置にかかわる基本的考え方を見直す必要が生じてくるのではないか、このようなことを一つ視点として御論議をいただければと思っております。

であります、今回の改正によって中央市場の再編とか地方市場の統合を推進することにいたしておりますが、それがどの程度推進していくと見込まれるかとい

うようなこと、それから にありますように、同じ広域流通圏において、例えば中央市場といえども大規模な拠点市場とそれ以外の市場というような機能分化なり統合整備が必要となる事態は生じないかどうかというような視点。

それから、地方市場については引き続き統合整備を進めていくという考え方でこれまでやってきたわけでありましたが、そういう方向でいいかどうかというような点、それから、水産物の産地市場については非常に規模が零細であるということ、あるいは集出荷の確保が不十分なところがあるというような状況を踏まえて、ここも市場統合なりを行って機能強化を一層推進すべきではないかというような視点、このようなことが視点になってくるのではないかと考えております。

(2) が施設なりに関する考え方でありまして、これは21世紀初頭における計画的な整備を推進すべき施設は何かというようなこととか、あるいは新技術の開発とかそのようなものによって新たに導入を図るべき施設はどのようなものがあるかということについて御検討・御論議をいただければと思っております。

次のページでございますが、先ほど来申し上げているように、中央市場といえども大規模な拠点市場を中心に機能分化なりを図っていく必要があるのではないかと、仮にそういう論点が出てきました場合に、それぞれの市場の機能に応じた施設整備のあり方をどうしていくかというようなこと。

それから でありまして、施設の整備に当たって民間活力を發揮させる観点から P F I 制度を活用する、それをどのように進めるべきか、あるいはその是非、そういうことについても御論議をいただければと思っております。この P F I 制度につきましては、さきの通常国会で P F I を推進する法律ができておりまして、基本的には公共施設を民間の資金なりを使って民間の方々に整備をしていただく、それを推進するための法律でございます。ですから公設の卸売市場という公設の施設を民間の方々に整備をいただくという、我が卸売市場業界にはなじむ制度だろうと思っておりますが、それをどのように活用するか、その是非についても御論議をいただければと思っております。

それから、そういう施設の整備に関係して、いつも議論になりますのが使用料でございますが、これは面積割り、あるいは取扱高割りということで徴収をされておるわけでありまして、これについて、各自治体がそれぞれ市場の特別会計をつくって運用されているわけでありまして、その会計の健全化とかそういう関係にも留意をしながら御論議をいただければと考えております。

(3) が取引に関する部分でございますが、実はこの取引については今回の「卸売市場法」改正で、せりの原則というものを各市場ごとに関係者でお話し合いをいただいて取引方法を設定するという方式に少し改めたわけでございますが、そのような状況をどのように認識をするかというのが、でございます。それから は、先ほども少し触れさせていただきました手数料率のあり方について、出荷奨励金とか完納奨励金との関係も含めてどのように考えていくかということ。

でありまして、市場のお休みの問題であります。これも先ほどの各市場ごとに競争していく状況の中で競争条件として大きな問題でございますし、やはり川上、川下の御関心も高いということでありまして御論議をいただければと思っております。

す。これまで全国統一というのが努力目標でございましたが、実は11年に一部全国統一が崩れるというようなこともありまして、御論議をいただければと考えております。

最後が関係業者の経営の近代化の目標ということでございます。これにつきましては今回の法律を改正したことによりまして、関係事業者の方の経営規模拡大に対して一定の金融支援を行うということが措置としてなされたわけではありますが、そういうことによってどの程度の経営近代化が進むかということがでございます。

は、経営の健全化をさらに推進するためにはどのような経営努力なりが必要であるかというようなこと。

それからでございますが、現在、経営手法として従業員1人当たりの取扱高を決めさせていただいております。これは資料7の基本方針の5ページと6ページにそれぞれ表の形態で表示をいたしておりますが、例えば中央卸売市場の青果物の卸売業者ですと、従業員1人当たり2億円の取扱高くらいが必要ではないか。これは平均的な従業員規模でまいりますと、1年間200億とかそのようなオーダーの取扱高になるということでございまして、このような形でお示しをしているわけではありますが、なかなか従業員を掛けないとわからないとかいろいろな議論がございまして、ほかに適切な手法なり経営目標を設定して誘導していくということは考えられないかとか、あるいはの、市場外の流通とかバーチャル市場と競争していく上で卸売市場業者の方々が最優先で取り組むべき課題は何か、対抗するということだけではなくて、そういう方々の商売をできるだけ取り込んでいくということも必要になってこようかと思っております。そういうところを柔軟に御論議をいただければと思っております。

それから仲卸の方々に关していえば、大型ユーザーとの関係で、対等な取引関係の構築とか経営改善を図っていくということが今大きな課題になっているわけですが、具体的に取り組める課題は何かというような検討の視点をとりあえず御提案をさせていただきたいと考えております。よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

質 疑 応 答

部会長 また今後のスケジュールと検討項目についてかなり広範な内容のものを限られた時間内にやるということで提示されたわけがあります。本日は最初でございますので、今の御説明に关しまして何か質問、あるいは御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

委 員 先ほど事務局からもおっしゃられましたし、新聞報道にもあったのですが、築地市場が再整備の方向を踏まえつつ移転の方向を考えているということがありましたが、この辺の状況はどうなっているのでしょうか。築地市場というのは市場の中でも基幹的な市場となりますので、この辺の動きを踏まえた審議ということも重

要ではないかと思しますので、唐突な質問ですけれども、ちょっとお聞きしたいと思えます。

部会長 私も、今朝テレビでたまたまやっておりましたものですから……。この問題につきましてはちょうど東京都の市場長が委員で今日御出席いただいておりますので、できましたら現状、あるいは都としての今後の進め方、その辺についてお話しただければありがたいと思えます。よろしくお願ひします。

委員 築地のことについて御心配いただいておりますが、委員がおっしゃいましたように、まさに市場の中でも基幹市場でありまして、その再整備問題は都庁としても重要な課題になってございます。あそこは昭和10年の2月11日から開業いたしましてもう64年経過しているということで、大半は減価償却が終わったような建物がたくさんございまして、御案内のとおりいろいろな問題が発生をしております。

現在その解決に向けて都を挙げて取り組んでいるところでございますが、先般、11月9日に開設者と業界とで協議する協議機関がございまして、これは築地市場再整備推進協議会と申しておりますが、私が赴任をしましてから特に精力的にやりました最終的なまとめをいたしまして、確かにいろいろ業界の御意見がたくさんありますけれども、総論といたしまして移転の方向が望ましいという結論をとりまとめいたしました。あそこは御承知のように23ヘクタールで7万坪ちょっとございまして、種地がないものですから、現状での再整備というのは非常に難しいわけでございます。

そういういろいろな問題、それからローリング工事をやるということになると当然期間的にもかなり長くかかる。もう一つは予算の問題で、現在、都の財政が厳しい状況で、市場会計も同様な状況になってございます。それから今度7次整備でいろいろ方向が出されていくと思えますが、市場の役割はこれからかなり変わってくるのではなからうかということで、伝統文化というのはたくさんございまして、果たしてあそこで新しい市場機能としてのニーズにこたえられるかという議論が多く出まして、それらを総括いたしまして、やはりあそこでは無理ではなからうか、移転の方向が望ましいという総体としてのとりまとめをいたしました。

しかし都としては、この結論を出すに当たりましては関係者との調整など解決すべき問題がたくさんございまして。今候補地に挙がっております臨海部、これも都市計画上のいろいろな整備計画が一方で進んでいるということがございまして、都市計画決定の変更等も考えなければいけない、地権者もいらっしゃるといようなことで、これらの条件調整を現在進めているところでございます。

また、まさに第7次の中央卸売市場整備計画でございまして、こういう観点で、どこでどういう位置づけをしていくかというのが当面の課題でございまして、それらを検討して都庁としてできるだけ早期に結論を出していきたい、こういう状況になってございます。どうぞよろしくお願ひします。

部会長 ありがとうございます。

ということは、これからやられます第7次の中央卸売市場整備計画に間に合うように都としては方針を決められるというように理解してよろしいんでしょうか。

委員 おっしゃるとおりできるだけ早くということで、事務的には今年度中には

結論を出していくということで進めてございます。

部会長 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

特になければ次回以降、今示されましたスケジュール及び検討項目に従って御検討をお願いしたいと思います。

そ の 他

部会長 次回につきましては、先ほど事務局から、できれば12年3月くらいまでに市場外流通業者等の皆さんからのヒアリングを終えていただければというお話がありましたので、恐らく1月下旬ないし2月上旬にはそういう機会を持たないといかんだらうと思っております。開催の日時等につきましては事務局から改めて皆様の御都合等を伺って調整をさせていただきたいと思えます。

またどういう方に来ていただいてお話しいただくかということにつきましては、事務局と部会長である私の方に御一任させていただきたいと思えますが、特に皆様の方から是非この人の話を、あるいはこういう方面の話をという御希望がございましたら、後ほど結構ですから事務局の方にその旨お申し越しいただければ幸いです。

それでは予定の時間となりましたので、本日の第7回食品流通審議会卸売市場部会はこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会